

# 令和7年4月定例総会

令和7年4月9日開催

## 議 事 録

土佐清水市 農業委員会

## 令和7年度第1回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年4月9日(水) 午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
3. 出席委員(12人)

農業委員	1番	上野 貴生
	2番	野老山 卓男
	3番	酒井 りつ子
	4番	池田 克彦
	5番	岡崎 直正

推進委員	1番	安田 泰平
	2番	弘田 好希
	3番	田邊 昌一
	4番	岡田 哲治
	5番	上野 清吉
	6番	坂本 直幸
	8番	今吉 次雄

欠席委員(1人)	7番	金谷 里美
----------	----	-------

### 4. 議事日程

- ① 議案第1号 非農地証明の審議について
- ② 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長

中尾 吉宏

農林水産課長補佐

吉本 卓

事務局員

田邊 元寛

議長  
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、4月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告致します。

本日は金谷委員から欠席の連絡を受けています。

議長  
(上野会長)

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

3番 酒井 委員

5番 岡崎 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

議長  
(上野会長)

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議について

担当者より説明を求めます。

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の1ページから8ページでご確認ください。

1ページから説明を行います。申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、土佐清水市上野地区、2筆の申請で、登記地目は共に畑、

面積はそれぞれ6.61㎡、161㎡で合計167.61㎡です。

詳細な位置図については、2～4ページをご覧ください。

申請理由は、申請地に隣接する宅地（1298番1の土地）に昭和51年

に建物が建って以来、申請地は宅地の一部（公衆用道路もしくは庭の

一部）として利用されている。すでに40年以上経過しており、農地

への復旧は困難であるため、地目変更したい

とのことです。地目変更後は宅地を新築予定です。

現況写真は、5～8ページをご覧ください。

現況については、まずは7～8ページをご確認ください。7ページの

建物は申請地2か所の間の建物なので、今回の対象外ですが、この建

物の裏に8ページの今回対象である建物がある状態でした。3月当初

まではこの状態でしたが、3月26日に岡田委員と事務局で現地確認

した際には、この申請前に元々あった8ページの建物を取り壊してい

ました。本来であれば、昨年度同じ地区で農地にすでに建物が建っていた案件があった際には、建築まで済んだ後での申請であったため、手続きを怠ったということも考慮し、事後で農地転用手続きを行いましたが、今回はまだ建物は立っておらず、ここ1カ月以内のことであり、手違いで前後してしまったことと、元々、昭和51年に建物が建っているため、それ以降は耕作できる状態ではなく、40年以上耕作実績がないことから、非農地の条件は満たしていたので非農地で整理してはどうかと考えております。客観的な意見として、現地の区長にも確認しましたが、はっきりいつ頃から建っていたということまでは言えないが、昔から建っていたということを確認しております。

非農地証明の許可基準（抜粋）で説明いたしますと

- ① 自然災害により災害地等で農地への復旧ができないと認められた土地
- ② 耕作不適當など、やむを得ない事情によって15年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地
- ③ 人工的に転用した土地で、転用行為から20年以上経過しており、その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる

土地などとなっています。

(周辺の農地にも特に支障がなく) 今回の件は③の『人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過しており、その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地』に、該当するものと考えられます。

以上の申請を 3 月 18 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記簿本【法務局】
●	公図の写し(近隣の地目、所有者を記入したもの)【税務課(記入)】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
	その他必要な書類
●	現況写真(場合によっては立会必要)【農業委員会】

今回の案件については、岡田委員に現地の確認を行っていただいています。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

上野会長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いいたします。

岡田委員

先日事務局と現地確認をしてきました。事務局からの説明がありまし

たように、すでに5ページと6ページの写真のように更地になっていました。私自身もここに家が建っていたのは確認しています。住宅に囲まれた所になります。これを農地に復旧させるのは、難しいと思いました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

上野会長

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

特になし

議長

上野会長

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長

上野会長

それでは、次に移ります。

議案第2号 農地法3条の規定による許可の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局岡崎

それでは、

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について、説明いたします。

議案書の9ページから14ページでご確認ください。

9ページから説明を行います。

申請者の氏名等について、譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。

内容は、土地の交換による所有権移転により許可を求めるものです。

許可を受けたい農地について、詳細は記載のとおり1筆で、地目・現況共に畑で面積は72㎡となっております。申請地の位置は、足摺岬地区で詳細な位置図は10～12ページをお願いします。

農地の現況写真については、13ページをご覧ください。

農地法第3条第2項の6つの条件について、農地法第3条調書を説明いたします。

14ページをお願いします。

農地法第3条第2項第1号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

「全部効率利用」とは、現在所有又は使用及び収益を目的とする権利を有している農地の状況も含まれます。今回の申請者が所有している

農地が畑のみで 293.65 m<sup>2</sup>あり、この農地の状況確認を行う必要がありますが、全て耕作又は保全管理しておりまして、この「農地の全部効率利用」には該当しません。今回の申請地については、季節野菜を栽培予定です。

第2項第2号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。譲受人は、個人であり該当ありません。

第2項第3号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、信託ではないので該当ありません。

第2項第4号の「農作業常時従事」の確認です。

常時従事日数は、申請者は家庭菜園程度ではありますが農業をやられており、営農計画では150日という日数の基準も超えており、農機具は管理機や草刈り機等最低限必要なものは所有しており、面積を考慮しても問題がないと考えます。

第2項第5号の「転貸禁止」の確認です。

譲受人が譲り受けた農地は自らが耕作を行うため、転貸にあたりません。

第2項第6号の「地域調和」の確認です。

申請地の畑では季節野菜の栽培を予定しており、近隣の所有農地でも同様に栽培していることから、周辺の農地や環境への悪影響はほとんど

どなく、支障が生じないと考えられます。

以上の申請を3月18日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、坂本委員に現地の確認を行ってもらっています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

坂本委員

先日事務局と現場確認に行ってきました。足摺建設さんから少し海の方に下りて行った所になります。13ページの写真を見ていただきたいのですが、畑になっていますが何年も作った感じはないですが、草も刈ってきれいに管理されています。非常に日当たりも良くて場所的にはいいと思います。ここで畑をされるのであれば作っていただいても問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

議長  
(上野会長)

何かございませんか？

安田委員

13 ページの写真の中で左側に車止めのようなものがあるのですが、どこから入るのですか？

事務局岡崎

柵の奥の方から入れます。写真に家が写っていると思いますが、この家が譲受人の家です。階段もついていまして、ここから下りて作業をするということです。

安田委員

この家の人がこの土地を譲り受けるということなのですね。横の人ならすぐに出来るのでいいと思います。

議長  
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 2 号 農地法 3 条の規定による許可の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

本日の議案は以上となります。

報告事項 その他の件について

事務局岡崎

事務局よりお願いします。

報告事項 令和 7 年度農業者年金加入促進名簿について説明いたします。

今日お配りした資料の確認をお願いします。

農業委員会の活動の中には、農業者年金の加入促進活動も含まれています。

その為、毎年 4 月に農業者年金加入促進名簿を作成しております。令和 6 年度は、新たな加入者はいませんでした。最近 1 名の方が JA を通じて加入検討をされている方がいますので、事務局で加入推進を行っていきたく思います。名簿は認定農業者の更新などもありましたので、整理しまして、人数については、昨年から 2 名減の 18 名となっています。

今後、この名簿は、JA と年金基金に提出することになっておりますので、報告いたします。

まず、報告事項①「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」について、説明いたします。

農業委員会は、毎年度、3 月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定することになっており、農業委員会で確認後、4 月末までに県へ

報告し、市ホームページ等で公表することとなっております。

内容について、1枚目から説明を行います。

## I 農業委員会の状況（令和7年4月1日現在）

1 農業委員会の現在の体制については、記載のとおり、「農業委員」5名、「農地利用最適化推進員」8名で、昨年から変更はありません。

改選がありましたので、任期等の部分は修正しております。

2 農家・農地等の概要について、変更部分は、一番右の表の部分で、経営体数を記載した部分のみ、農業係に確認し、数値を修正しております。詳細については、記載のとおりです。その他の内容については、国が示した2020農林業センサスが最新の数値のため昨年から変更しておりません。耕地面積については毎年調査を行っているため最新の数値に修正しております。前年は510haでした。

2枚目をお願いします。

## II 最適化活動の目標

(1) 農地の集積について、

- ① 現状及び課題について、管内の農地面積492ha、これまでの集積面積は昨年から1ha増の171ha(令和6年度の認定農業者、認定新規、基本構想水準、集落営農の実績が0.6ha増(6,580㎡))、集積率34.8%で、課題については、高齢化、

担い手不足、農業者の減少とともに、遊休農地化が進んでい  
るとしています。

② 目標について、

令和 7 年は新規集積面積を 3ha としており、昨年より 3ha 減  
としております。理由としましては、令和 6 年度の実績が 0.6ha  
でありましたので、少し減らすように修正しつつ、設定しまし  
た。詳細は、記載のとおりです。

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題について、1 号遊休農地とは、手を加えること  
によって農地再生が可能なものです。緑区分が草刈等により農地  
回復が見込めるもので、黄区分が重機等を活用して農地回復が  
見込まれるものです。面積は、39.8ha としております。(理由  
としては、令和 6 年度実績、新規発生遊休農地 4.66ha、解消  
面積 1.19ha、計 3.47ha 遊休農地増加しております。) その他  
詳細は、記載のとおりです。

② 目標について、緑区分は、令和 3 年度の遊休農地面積 34ha を  
基準として、令和 4 年から 8 年の 5 年間で解消するものにな  
っておりますので、解消目標面積を 5 分の 1 の面積 6.8ha と  
数値は変更しておりません。

黄区分の遊休農地の解消から以下の部分については、記載のとおりで、昨年から変更していません。

3枚目をお願いします。

### (3) 新規参入の促進

①現状及び課題については、令和4年度から6年度の現状は、記載のとおりです。

②目標について、新規参入の権利移動面積は、令和4年度から6年度の実績は記載のとおりです。目標面積は平均の1割以上を記入することとなっておりますので、2.9haの1割、0.29haとしております。

## 2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、こちらは、委員のみなさんが活動記録簿を提出していただいているもので、昨年度同様に、6日/月と設定しています。(令和7年3月末までの全体の平均としては約7日となっております)

(2) 活動強化月間の設定目標は、昨年から変更しておりません。

(3) 新規参入相談会への参加目標については、今年度は、市の農業担当が移住関係の相談会も含め、大阪、東京の移住相談会に参加しましたが、県外からの新規参入の結果には繋がっていません

ん。しかし、今後も新しく土佐清水市で農業をする方が増えよう取り組みを進めたいと思います。

説明は以上となりますが、農業会議等とやり取りする中で今後数値等が変更となる場合は事務局で修正させていただきますのでよろしくをお願いします。

何かご質問等ございませんか？

安田委員

最適化活動の目標があるとおもいますが、平均が7日と出ているのに目標が下がるのはどうですかね？

事務局岡崎

去年の平均が7日だったのですが、8日でも大丈夫ですか？

8日で訂正させていただきます。

何かほかにごございませんか。

議長  
(上野会長)

農家等も今の現状を維持するための政策とか補助金等、使いやすいものがあれば情報も率先して、市からも提示していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

何かほかにごございませんか。

次回の定例総会は、令和7年5月9日金曜日、午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで4月定例総会を閉会といたします。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_